

企業会計基準委員会御中

「金融商品会計に関する会計基準の改正」に関するコメントをお送りしますので、よろしく
お願いいたします。

公認システム監査人、IFRS・公共政策・公会計コンサルタント 田淵隆明

【質問 1】

公認システム監査人、IFRS・公共政策・公会計コンサルタント、行政書士

【質問 2】

この取り組み全面的に賛同する。

【質問 3】

「① 金融商品の分類及び測定」・「②金融商品の減損」・「③ヘッジ会計」が検討課題に挙
がっているが、これらは相互に強い関連性があるので、「検討」は同時に開始するべきであ
る。しかし、「ヘッジ会計」については課題も多く、多くの論点を含んでおり、難航が予想
される。よって、「基準案のとりまとめ」及び「適用」については、①②③を同時に実施す
るのが理想であるが、①②を先行し、2-3年後に③を実施するという方式も妥当であると考
えられる。

【質問 4】

(1) IFRS との整合性を優先するべきである。

(2)基本的には IFRS をそのまま取り入れるべきであるが、一部をカーブ・アウト
することは良いと考えられる。(OCI のリサイクリングの維持、振当処理)

(3)個別財務諸表と連結財務諸表において異なる会計基準を定めるべきではない。※なお、
連結範囲については現在 JGAAP において認められている「連結外し」を（清算法人のよう
な場合を除いて）原則的に禁止するべきである。また、個別財務諸表においても CF 計算書
を義務化し、かつ、中国のように「直接法と間接法の調整表」の作成・開示を個別・連結と
もに義務化するべきである。

【質問 5】

(1)概ね妥当である。

(2)

<項目 1>

「非上場株式」の時価評価の仕組みの検討が必要

※1. IFRS9 ではレベル 3(市場での流通が最も少ない金融商品)については、特別な計算式のある注記を要求している。

※2. 非上場株式などの評価については、相続税の計算において問題となることが多く、税理士試験の「相続税法」でも毎年のように出題されている。現行の我が国の相続税法の規定なども、参考になると思われる。

<項目 2>

※特になし

<項目 3>

※特になし

<項目 4>

※特になし

<項目 5>

※特になし

<項目 6>

※特になし

<項目 7>

※特になし

<項目 8>

※特になし

<項目 9>

※特になし

<項目 10>

※特になし

<項目 11>

※特になし

(3)

<項目 1>

- ・ OCI の 1 つである「その他有価証券評価差額金」のリサイクリングは、絶対に維持するべきである。
- ・ 振当処理による為替リスクのヘッジ機能は、絶対に維持するべきである（JMIS にも取り込むべき）。
- ・ FVPL の適用については、一定の制限を設けるべきである。
- ・ 償却減価法の計算に着いては、「利息法」に一本化し、「定額法」の選択は認めないことにすべきである。⇒「脱ゆとり」による教育カリキュラムの強化により、大半の高校生が「数学Ⅱ・B」で「等比数列」・「等比級数」を学習しているので、経理担当者の中に「利息法」を容易に理解できる要員が存在せず、運用に支障が生ずることは殆ど無いと考えられる。

<項目 2>

- ・ OCI のリサイクリングは、絶対に維持するべきである。
- ・ 振当処理による為替リスクのヘッジ機能は、絶対に維持するべきである（JMIS にも取り込むべき）。
- ・ FVPL の適用については、一定の制限を設けるべきである。
- ・ 償却減価法の計算に着いては、「利息法」に一本化し、「定額法」の選択は認めないことにすべきである。

<項目 3>

- ・ IFRS9-4.4.2 の規定は硬直的過ぎるので、妥当では無いと思われる。

<項目 4>

- ・ 償却減価法の計算に着いては、「利息法」に一本化し、「定額法」の選択は認めないことにすべきである。

<項目 5>

- ・ 第 91 項について、その他有価証券に分類される外貨建債権の為替換算差額については、現行どおり、「純損益への計上」と「OCI への計上（リサイクリングあり）」の選択適用を維持するべきである。

<項目 6>

- ・第 94 項について、「貸し剥がし」などの副作用を発生させた金融検査マニュアルの廃止は極めて妥当である。大変、喜ばしい。
- ・第 95 項について、IFRS のような「減損の戻入」の規定も設けるべきである。
- ・第 109 項については、IFRS9 のレベル 3 の金融資産の注記の規定が参考になると思われる。

<項目 7>

- ・IFRS では、貸倒引当金の算定について、グルーピングするのではなく取引先毎に逐一評価するが、これは取り入れるべきである。コンピュータ会計の発達により、従前ほど負担は生じ無くなっているため、是非とも取り入れるべきである。
- ・IFRS 及び米国基準では、貨幣の時間的価値を考慮し、「割引現在価値」の計算を行っている。日本基準においても取り入れるべきである。⇒「脱ゆとり」による教育カリキュラムの強化により、大半の高校生が「数学Ⅱ・B」で「等比数列」・「等比級数」を学習しているので、経理担当者の中に「年金原価係数」や「割引現在価値」を容易に理解できる要員が存在せず、運用に支障が生ずることは殆ど無いと考えられる。勿論、用語の難解さに起因する初学者の躓きは散見されるので、教育現場も含めた一定の考慮は必要であろう。

<項目 8>

- ・137 項について、現行の例外規定については、金融システムの安定のため、維持するべきである。
- ・振当処理による為替リスクのヘッジ機能は、絶対に維持するべきである（JMIS にも取り込むべき）。

<項目 9>

※特になし

<項目 10>

※特になし

<項目 11>

- ・第 127 項について、「比率がおおむね 80% から 125% までの範囲内」という定量的規定は明確で分かり易いので、維持するべきである。
 - ・第 174 項、第 178 項、第 180 項、第 189 項、第 194 項等について、「ヘッジ非有効部分」の分離・純損益の認識は導入するべきである。現行の JGAAP の規定は合理的ではないので修正するべきである。
- また、「ヘッジ比率の調整」も合理的であるので、必ず導入するべきである。

(4)以下の論点も必要であると考えられる。

・新公会計基準に組み込まれるべき、金融商品会計基準

・新公会計基準の連結財務諸表では、「一部事務組合」「広域連合」などについては、「持分法」の代わりに「比例連結」が用いられている。

今回の基準案では「比例連結」に関する考慮が全く為されていないので、補足が必要である。

(注記等の方法でも可)

【質問 6】

日本基準における開示例を、可能な限り示すべきである。

【質問 7】

・利益の本質を考えると、「その他有価証券評価差額金」などの「OCI のリサイクリング」は本質的に正しいので、JMIS(修正国際基準)同様、金融商品会計基準の改正においても「OCI のリサイクリング」は維持することを強く要望する。また、JGAAP 及び JMIS の「のれんの償却」は激変緩和・ショック緩和の意味でも非常に優れた仕組みである。

そして、JMIS は「研究開発費」については IFRS と同様に無形資産計上も認めている。このように、JMIS(修正国際基準)は IFRS の短所を補完する非常に優れた会計基準であるので、ASBJ はテレビ等のマスコミ、インターネット等の媒体をフルに活用にして積極的に情報を発信し、普及を推進すべきである。

また、政府も積極的にバックアップして、世界各国に働きかけを行い、JMIS の特徴である「OCI のリサイクリング」及び「のれんの償却」を IASB が受け入れるように ASBJ を支援すべきである。

・「新株予約権」は IFRS と同様に資本剰余金の一部に変更し、「純資産の部」という用語を 2005 年度以前の「資本の部」に戻すべきである。

(以上)